

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野地区）を行うことについて令和7年3月19日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和7年4月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人